

第5回 参与との意見交換 議事要旨

1. 日時 平成25年7月31日(水) 16:00~18:00

2. 場所 62会議室

3. 出席者

[参与] 河野 康子、齋藤 雅弘、拝師 徳彦、樋口 恵子、向殿 政男、
山口 範雄、山本 豊

[消費者庁] 長官、次長、川口審議官、河津審議官、菅久審議官、総務課長、
消費者政策課長、消費生活情報課長、消費者制度課長、
食品表示企画課長 ほか

4. 主な議題

- (1) 前回の意見交換で頂いた御意見に対する結果報告について
(消費者基本計画の見直し及び消費者教育の推進に関する基本方針)
- (2) 消費者白書、消費者意識基本調査について
- (3) 食品表示法について
- (4) 消費者裁判手続特例法案について

5. 議事概要

(1) 事務方から資料1~2に沿って説明が行われた後、参与から以下のような発言があった。消費者教育は、基本方針の課題について、今後、消費者教育推進会議で検討されることから、それらの状況を次回以降の参与との意見交換の場で報告することとなった。

○消費者教育を担う多様な関係者をつなぐコーディネーターの人材育成のために、県の消費者教育推進地域協議会が中心になりコーディネーター養成講座の企画や人材の集約をし、各市の地域協議会に情報提供をして個別に候補者に依頼をして人材を選任していくことも一つの案と考える。

○消費者庁として簡易な資格認定制度を設けて、各地のコーディネーター候補者に取得してもらってはどうか。

○地域でコーディネーターのような消費者市民を養成していくためには、地域に住む高齢者も一定程度の専門性と地域市民であるという普遍性の上に立って、積極的に外に出て行って活動してもらうべき。

○消費者教育のための教材作りとして、国語や英語、理科等、様々な科目の例題に入れていけば、市民全体に浸透し、主体的に消費者問題を考えていくようになるのではないか。

○消費者が情報を収集し判断する社会になるために、今回の消費者教育の推進の方向性というのは非常に重要な機能を担っているのではないか。

- (2) 事務方から資料3～4に沿って説明が行われた後、参与から以下のような発言があり、検討結果を次回以降の参与との意見交換の場で報告することとなった。
- 消費者白書の第2部第1章に「消費者の権利の尊重」と「消費者の自立の支援」が並べて書かれてあるのはとてもいいこと。権利ばかりでなく、自分の目で見えて判断できる自立した消費者を支援するということを進めていくことは極めて重要。
 - 消費者は多様であり、局面を変えれば生産者でもある。例えば食品表示も細かい情報を知りたいという消費者もいれば、わかりやすい表示を求める消費者もいる。行政も事業者もメディアも、複数の軸で消費者を考えることが必要。
 - 消費者意識基本調査の調査項目がやや概括的なのではないか。例えば、従来の施策の実効性を問うような項目は設けられないか。
 - 明らかになった消費者被害について、どれくらい被害の回復が出来たのか出来なかったのかといったフォローアップが必要。また高齢者をサポートする家族が今後劇的に減っていく中で、彼らをどうサポートしていくかを考える必要がある。
 - 白書を作成するだけでなく、作った後各地域の中で消費者教育等にどう活用していくかを考える必要がある。
- (3) 事務方から資料4～5に沿って説明が行われた後、参与から以下のような発言があり、検討結果を次回以降の参与との意見交換の場で報告することとなった。
- 消費者の自立のためには、消費者の権利が守られることが必要であり、その観点で食品表示において、間違っただ情報が載っていると消費者も適正な判断が出来ないということを考慮してほしい。
 - 表示を通じて消費者市民社会として行動するというのも重要であり、例えばフェアトレードや環境問題に配慮しながら消費していくという消費者教育の視点からも議論してほしい。
 - 地域によって食品表示基準がバラバラということにならないように、国が自治体の所掌している食品表示基準ともきちんと調整をして、食品表示の細則を検討することを視野に入れてほしい。
- (4) 事務方から資料5～7に沿って説明が行われた後、参与から以下のような発言があり、検討結果を次回以降の参与との意見交換の場で報告することとなった。
- 適格消費者団体への財政面での配慮を前向きに検討してほしい。
 - 業界の自主規制やリコールによって被害回復が図られている場合は適用除外とすべき。

(文責 消費者庁総務課 速報のため事後修正の可能性あり)